

平成 23 年度重点取組事項



平成 23 年 4 月
九州森林管理局



紙 1 枚からできる地球への思いやり
～九州森林管理局では地球温暖化防止のため、
再生可能な間伐材製品利用を推進しています～
この用紙の製造過程で原料の一部として間伐材を使用しています。



2011・国際森林年

目 次

平成 23 年度 九州森林管理局重点取組事項	
1 「森林・林業再生プラン」の実現	
<1-1 民有林と連携した森林整備・人材育成の推進>	1-1
(1) 民有林・国有林の森林共同施業団地の設定	1-2
(2) 准フォレスター等人材育成の推進	1-6
<1-2 林業の低コスト化と木材の安定供給>	1-7
(3) 新たな路網整備の推進	1-8
(4) 低コスト造林の確立に向けた取組	1-10
(5) 国産材の安定供給確立に向けた取組	1-11
2 九州の豊かな森林(生態系)を守り育てる取組	2-1
(1) 森林・林業、山村への脅威「シカ被害」への取組	2-2
(2) 屋久島世界遺産地域の保全管理	2-6
(3) 森林生態系等の保護・保全の推進	2-7
(4) 希少な野生動物の保護管理	2-8
3 国民の安全・安心の確保	3-1
(1) 安全・安心の確保に向けた効果的な治山事業の展開	3-2
(2) 新燃岳噴火対策の推進	3-3
4 国際森林年を踏まえた森林・林業の普及活動の推進	4-1
(1) 森林・林業への普及・啓発活動の推進	4-2
(2) 国際森林年記念「国際照葉樹林サミットin綾」の開催	4-3
(3) 森林の癒やし効果や優れた景観等の情報の発信	4-4
(4) 子供達への森林環境教育の推進	4-6
(5) 消費者と森林とを結ぶ間伐紙の取組	4-7



1 「森林・林業再生プラン」の実現

1-1 民有林と連携した森林整備・人材育成の推進

(要約版)

「森林・林業再生プラン」の下、九州からの林業再生を目指し、民有林との森林共同施業団地の設定を通じた地域林業の振興に取り組むとともに、民有林行政を支援し地域林業の推進役となることが期待されている「准フォレスター」の育成のための研修の実施など民有林の人材育成に貢献します。

- 民有林の森林所有者等との協定による森林共同施業団地の設定を通じ、効率的な路網整備や間伐の推進に取り組み、地域林業の振興に貢献します。
平成23年度は「一署一協定」を目標に団地設定に重点的に取り組みます。
- 本年度から行われる准フォレスター研修等において、熊本南部森林管理署管内等において、国有林を研修フィールドとして、また、職員を講師として派遣するなど民有林の再生のための人材育成への取組に貢献します。

<森林・林業再生に向けた改革の姿の骨子>

改革の方向

(平成22年11月)

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業体の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略
21の国家戦略プロジェクト

PDCAサイクルによる検証
改革内容の改善

・計画的な森林施業の定着
・集約化と路網整備の進展による低コスト
作業システムの確立

持続的な森林経営の確立
国産材の安定供給体制の構築

10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

民有林・国有林の森林共同施業団地の設定

☆ 森林・林業再生プランの下での地域林業の振興への寄与の観点から、民有林と連携して森林共同施業団地の設定に重点的に取組

1 趣旨

森林・林業の再生を図るため、民有林と国有林、上流域と下流域が連携して、森林の整備・保全や林業・木材産業の振興等に取り組む必要があります。

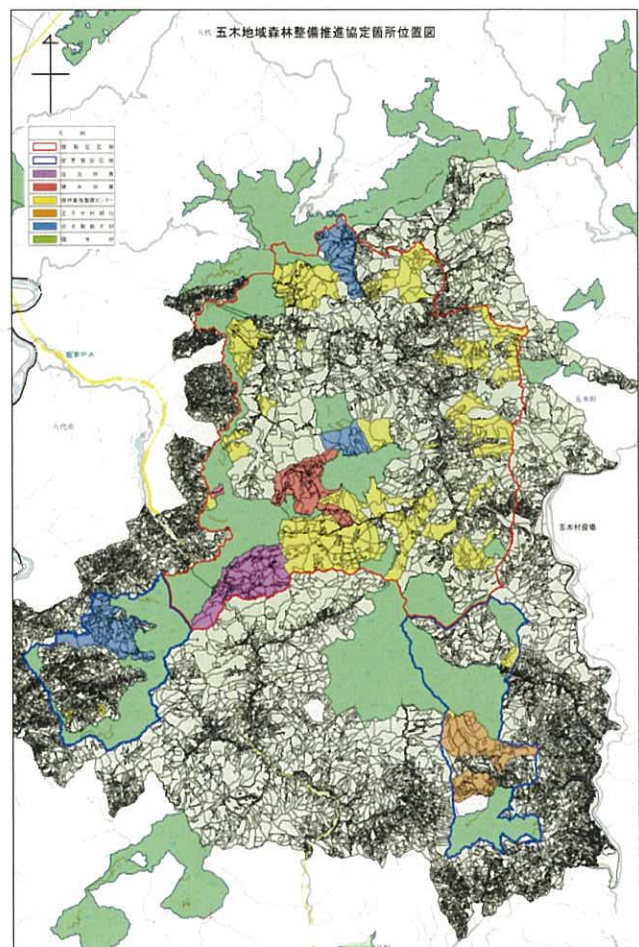
九州森林管理局では、これまで「森林の流域管理システム」の下で取り組んできましたが、森林・林業再生プランの下で、さらに地域林業の振興への取組を促進させるとの観点から、民有林と連携した路網の整備や効率的な間伐等を推進するための森林共同施業団地の設定に重点的に取り組みます。

2 平成23年度の取組内容

これまでに3署5地域において、民有林関係者の方々との間で森林整備推進協定を締結し、森林共同施業団地を設定しています。

平成23年度については、「一署一協定」を目標に森林所有者等の方々との間で森林共同施業団地等に関して情報交換等を進め、この取組を促進します。

なお、今月26日には、鹿児島県では初となる内之浦地域森林整備推進協定を締結する予定です。(別紙のとおり)



凡 例	
	現 協 定 区 域
	突 更 協 定 区 域
	住 友 林 業
	横 井 林 業
	森林農地整備センター
	王子木材緑化
	日本製紙木材
	国 有 林

新たな協定相手方

五木地域森林整備推進協定箇所位置図

※平成23年3月、新たな「五木地域森林整備推進協定」を締結。
協定相手方は3者から5者へ、面積は3,900haから6,300haへ。

【問い合わせ先】 計画課長 岡村 TEL : 096-328-3612

森林整備推進協定（5（1）件）の概要

	五木地域森林整備推進協定	対馬流域森林整備推進協定
協定締結者	熊本南部森林管理署 森林農地整備センター熊本水源林整備事務所、 住友林業（株）・住友林業フォレストサービス（株） 日向山林事業所、九州横井林業（株）、 王子木材緑化（株）日向営業所、 日本製紙（株）・日本製紙木材（株）西日本 支店八代営業所	長崎森林管理署、 長崎県対馬振興局 対馬市 社団法人対馬林業公社 対馬森林組合
協定締結日	平成23年3月3日	平成22年3月25日
対象地域	熊本県五木地域	長崎県対馬島
面積	民有林 約3,300ha 国有林 約3,000ha	民有林 約22,400ha 国有林 約5,000ha
協定内容	路網の整備、間伐の推進、 間伐材の販売等	路網の整備、間伐の推進、間伐材の 販売、海上輸送の合同積載等
協定期間	平成21年9月11日 ～25年3月31日	平成22年4月1日 ～27年3月31日
	宇佐地域森林整備推進協定	中津・宇佐地域森林整備推進協定
協定締結者	大分西部森林管理署 大分県	大分西部森林管理署 大分県 久恒森林（株）
協定締結日	平成22年12月20日	平成22年12月20日
対象地域	大分県宇佐地域	大分県中津・宇佐地域
面積	民有林 約200ha 国有林 約300ha	民有林 約700ha 国有林 約200ha
協定内容	路網の整備、間伐の推進、間伐 材の販売、林地残材等未利用資 源の活用等	路網の整備、間伐の推進、間伐材の 販売、林地残材等未利用資源の活用 等
協定期間	平成22年12月20日 ～26年3月31日	平成22年12月20日 ～26年3月31日
	日田地域森林整備推進協定	内之浦地域森林整備推進協定（予定）
協定締結者	大分西部森林管理署 田島山業（株）	大隅森林管理署 鹿児島県、肝付町 （株）島津興業、小手川林業
協定締結日	平成22年12月20日	平成23年4月26日
対象地域	大分県日田地域	鹿児島県内之浦地域
面積	民有林 約1,100ha 国有林 約1,800ha	民有林 約2,800ha 国有林 約4,000ha
協定内容	路網の整備、間伐の推進、間伐 材の販売、林地残材等未利用資 源の活用等	路網の整備、間伐の推進、間伐材の 販売等
協定期間	平成22年12月20日 ～25年3月31日	平成23年4月26日 ～25年3月31日

(参考)

民有林と国有林の連携した取組

民有林・国有林、上流域と下流域が連携して、安定的・計画的な木材供給、民有林と国有林が一体となった森林整備、林業事業体の育成等を図るため、平成23年度流域管理推進アクションプログラムに基づき、全体で101件（新規35件）の取組を行います。

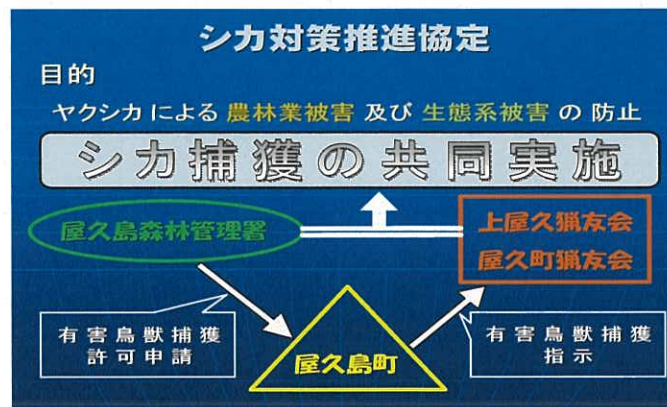
主な取組事例は、以下のとおりです。

また、九州・沖縄各県の流域管理担当者等との意見交換、森林所有者等との情報交換を行うなど積極的な対応に努めます。

- 森林整備推進協定の締結等に向けた取組【宮崎南部署：広渡川流域】
- 低コスト作業システムの推進及び林業事業体の育成【都城支署：大淀川】
- 治山事業の紹介等現地見学会の開催【宮崎北部署：五ヶ瀬川流域】
- 生物多様性保全のための針広混交林化への取組【大隅署：大隅流域】
- 国際森林年を記念した植樹等の森林保全活動の実施【屋久島署：熊毛流域】



森林整備推進協定の締結に向けた取組（大隅署管内）



地域と連携したシカ対策の取組（屋久島署）

平成23年度流域管理推進アクションプログラム実施メニューの主な取組事例

森林管理署名 (流域名)	実施項目と具体的な取組内容
宮崎南部署 (広渡川)	<p>◎ 森林整備推進協定の締結等に向けた取組 路網の開設や間伐の推進等効果的な森林整備を推進するため、国有林に隣接する民有林関係者との森林整備推進協定の締結に向けた取組を行う。</p>
都城支署 (大淀川)	<p>◎ 低コスト作業システムの推進及び林業事業体の育成 林地傾斜等諸条件に応じた高性能林業機械の機種選択や作業方法等について、さらに効率化を図る取組を実施する。 また、林業事業体による「緑の雇用対策」については、国有林のフィールドを提供するとともに、必要に応じて林業の技術指導を行う。</p>
宮崎北部署 (五ヶ瀬川)	<p>◎ 治山事業の紹介等現地見学会の開催 国有林及び民有林の治山施設箇所において、下流域の住民に参加を呼びかけて現地見学会を開催し、治山事業の効果等について説明するとともに、木材を活用した工法等を紹介する。</p>
大隅署 (大隅)	<p>◎ 生物多様性保全のための針広混交林化への取組 「大隅半島緑の回廊」における人工林の針広混交林化への森林整備を実施し、森林生態系の一層の保護・保全を図るため、照葉樹導入モデル林を設定し、照葉樹導入状況把握のための植生調査や現地検討会を実施する。</p>
屋久島署 (熊毛)	<p>◎ 国際森林年を記念した植樹等の森林保全活動の実施 2011年は国連が定めた国際森林年であるが、屋久島においては国際森林年を記念し、国有林のフィールドを活用したボランティア等による植樹や間伐等の森林保全活動に取り組む。</p>

准フォレスター等人材育成の推進

- ☆ 新たに民有林行政の支援を行う「准フォレスター」の育成への貢献
- ☆ 林業専用道の設計・監督を行う林業専用道技術者の育成への貢献

1 趣 旨

森林・林業再生プランが目指す「木材自給率50%」に向け、利用期を迎えた人工林資源を活用し、持続的な森林経営を行っていくためには、地域における森づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画の策定等に当たって技術的に市町村等を支援する人材が必要です。

このため、林野庁は、本年度から、市町村等への支援等を行う人材：フォレスター等を育成することとしており、全国の7カ所で「准フォレスター研修」等を行うこととしています。国有林は、准フォレスター等の研修において、研修フィールドや技術の提供等を通じて、この円滑な実施に貢献します。

2 平成23年度の実施内容

林野庁本庁が新たに民間機関に委託して行う准フォレスター研修等については、全国の7つの森林管理局のフィールドを活用して、本庁と各森林管理局が連携しつつ実施することとなっています。

九州においては熊本南部森林管理署管内等において7月から実施することとなっており、九州局としては、研修内容にあったフィールドの選定、提供、職員の研修講師としての派遣、研修運営業務の監督など、同研修の円滑な実施に貢献することとしております。

なお、本研修事業の運営は鹿児島大学が行うこととなったことから、同大学と協力しつつ本事業の円滑な実施に努めていきます。

【准フォレスター育成研修】

新たな市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定等において、市町村行政の支援を行う者であり、国、都道府県の職員等を対象に、市町村森林整備計画や森林経営計画の作成演習、森林施業団地における最適な路網や作業システム、コスト分析等について研修を行います。

【林業専用道技術者育成研修】

新たに規定された林業専用道について、現場の条件に応じ適切な線形の選定や施工管理を行う者であり、一般の土木技術・技能を有する者を対象にこれに必要な研修を行います。

【問い合わせ先】

指導普及課長 石神 TEL：096-328-3591
森林整備課長 山部 TEL：096-328-3681

1 「森林・林業再生プラン」の実現

1-2 林業の低コスト化と木材の安定供給

(要約版)

「森林・林業再生プラン」の実現に向け、新たな路網の整備、コンテナ苗の活用等による低コスト造林の取組を進め、森林施業全体を通じた低コスト化を推進します。システム販売の推進による国産材の安定供給と需要拡大を図ります。

- 「森林・林業再生プラン」に基づき、新たに作設指針が制定された「林業専用道」、「森林作業道」の開設等を行い、路網整備の加速化を図ります。
 - ・ 「林業専用道」については、九州国有林の地形に合った見本的な開設を行うとともに、これまでの林道開設に比して大幅な開設を進めます。また民有林への普及を図るため国有林において研修を実施します。
 - ・ 「森林作業道」については、技術者の養成、現地検討会や署間の相互検証等を行い、一層の定着を図ります。また、国有林における研修の実施、民有林の研修等への指導者の派遣等を行います。
- 約 20 万本のコンテナ苗の植え付け及び地拵えの簡略化等による育林コストの低減に取り組みます。また研究機関と連携して試験地におけるコンテナ苗のデータ収集・公表を行い、民有林も含めて林業全般の経営コストの低減に貢献します。
- 国産材の安定供給・需要拡大に向け、大規模需要者との協定に基づく「システム販売」を推進するとともに、新たに小径木などの未利用材等の安定供給に取り組みます。また、民有林と連携した共同出荷を本格的に実施します。
- 東日本大震災に対する復興用資材として、緊急要請があった場合には木材を優先的に供給することとしています。



新たな路網整備の推進



路網の現地検討会



コンテナ苗



国産材の安定供給

新たな路網整備の推進

☆ 森林・林業の低コスト化に向けて路網整備の加速化を進めることとしており、今後の路網整備に当たっては、車道は「林業専用道」として、作業路は「森林作業道」として開設

※ 「林業専用道」は、国有林で主たる車道として開設してきた2級林道とほぼ同規格でありながら、地形に沿った線形で法高を低くし構造物を少なくするなど開設コストを抑えた林道です。

1 趣旨

「森林・林業再生プラン」推進本部の下に置かれた路網・作業システム検討委員会の論議を踏まえ、「林業専用道作設指針」及び「森林作業道作設指針」が制定されました。

林業専用の10t程度のトラックの輸送能力を備えた規格を有する車道を「林業専用道」として、木材搬出のための林業機械（フォワーダ等）走行用に作設していた林内作業路は「森林作業道」として開設し、「森林・林業再生プラン」に基づく路網密度の達成に向け路網整備の加速化を図ります。

2 これまでの取組

林道規程に基づく一定規格を有する道路として林道を開設し、より低コストで効率よく開設するための車道として作業道を開設、作業路については、低コスト作業システム導入の一環として簡易で崩れにくい路網の整備に取り組み研修会等を重ね民有林へも広く普及してきました。

3 平成23年度取組

(1) 林業専用道

イ これまでの林道開設に比して、林業専用道の大幅な開設を進めます。

ロ 林業専用道作設指針を踏まえた九州国有林の地形に合った見本的な林業専用道を開設します。

ハ 民有林への普及を図るための技術者を養成するため、国有林をフィールドとして国有林の技術者を講師として研修を実施します。

(2) 森林作業道

イ 引き続き線形を決定する企画者と開設に携わる技術者の養成を図り、既設作業路の評価会や現地検討会、近隣署同士による相互検証を実施し、森林作業道のより一層の定着を推進します。

ロ 平成23年度から開始される准フォレスター研修等における研修フィールドの提供や講師派遣を行うとともに、民有林で実施する研修会等に対し、指導者の派遣、フィールドの提供等の協力を行います。



林業専用道（イメージ写真）



森林作業道（イメージ写真）

【問い合わせ先】

森林整備課長 山部 TEL：096-328-3681
販売課長 川畑 TEL：096-328-3651

これまでの簡易で崩れにくい作業路整備の取り組み

普及段階から実践段階へとステップアップさせ、路網を基本とした高性能林業機械と列状間伐の作業システムを推進。九州国有林では、間伐はほぼ100%列状で実施。

これにより、**平成21年度現在の生産性2~3m³/人日を8~10m³/人日へと向上。**

さらに、平成22年度は、新たに入札公告に低コストで壊れにくい作業路を条件とし、15署（福岡・佐賀・長崎・熊本・熊本南部・大分・宮崎北部・西都児湯・宮崎・都城・宮崎南部・北薩・鹿児島・大隅・屋久島）で実施。

（開設延長 H19実績 49箇所 94km → H20実績 109箇所 292km → H21実績 192箇所 464km → H22実績 192箇所 714km）

- 低コストで崩れにくい作業路網整備実績（沖縄除く全署）
 〈開設済み(H22年度)〉

署名等	開設延長	
	箇所数	延長(m)
福岡	2	4040
佐賀	12	22,870
長崎	20	44,750
熊本	14	18,000
熊本南部	28	88,480
大分西部	9	26,500
大分	4	8,820
宮崎北部	2	2,940
西都児湯	17	26,500
宮崎	21	52,000
都城	34	113,910
宮崎南部	19	64,285
北薩	28	86,770
鹿児島	16	52,550
大隅	21	82,909
屋久島	10	18,750
計	246	714,074



都城支署H19開設



都城支署H21開設3年後

開設技術者(オペレータ)
 13名(H19.4)→189名
 (H23. 4)

民有林と連携した現地検討会

H21.5	局	福岡県、うきは市
H21.9	局	熊本県、菊池市
H21.10	福岡署	福岡地区森林・林業推進会議
H21.11	屋久島署	熊毛流域森林・林業活性化センター
H21.12	長崎署	五島・壱岐流域森林・林業活性化センター
H22.12	大分署	大分県、佐伯市、臼杵市

民有林現地検討会への講師派遣

H21 及びH22	鹿児島大学が実施している「林業生産専門技術者養成プログラム」における現地実習に講師として職員(2~6名)を派遣。
H21 及びH22	鹿児島県施業プランナー育成研修に講師として2名を派遣。

近隣署同士による相互検証

H21.4	熊本南部署・熊本署	H22.7	熊本南部署・宮崎署
H21.6	大隅署・都城支署	H22.11	熊本南部署・宮崎署・都城支署
H21.7	宮崎北部署・大分署	H22.12	西都児湯署・宮崎南部署
H21.7	熊本南部署・北薩署		

低コスト造林の確立に向けた取組

☆ 林業経営に係るトータルコストの削減の一環として、林業経営コストの大半を占める育林経費のコストダウンに取組

○ これまでの取組

コストの低減のため、林業用コンテナ苗を使用した造林事業を昨年度から実行し、約7万本の苗を植栽しました。

コンテナ苗の特徴は一般的に、「季節を問わず植え付けができ、活着が良い」、「植え付け直後の成長が見込める」等と言われており、このことを検証するため、森林総合研究所九州支所と連携して試験地を設定しデータを収集しています。なお、昨年2署で実施した植え付け功程調査では普通苗の2倍以上の結果が出ています。

また、7万本植栽した箇所においても、活着率、成長量のデータを収集しており、今のところ、活着率では、ほぼ100%で時期的な差が無い結果となっています。

○ 平成23年度の取組

(1) 皆伐箇所において、約20万本のコンテナ苗を使用して、伐採後間をおかない植え付けにより、地拵えを簡略化して低コストに抑える取り組みを実施します。

(2) 森林総合研究所九州支所と連携して進めている試験地については、昨年の7月～今年6月まで2ヶ月ごとにコンテナ苗を植栽し、1年を通して植栽したコンテナ苗の活着率や成長量等についてデータの収集を行っています。

これらの取り組みによって得られたデータは、広く民有林に公表していくこととし、民有林を含めた林業全般について、経営コストの低減に寄与します。



ヒノキ・スギのコンテナ苗

【問い合わせ先】

森林整備課長 山部

TEL : 096-328-3681

国産材の安定供給確立に向けた取組

- ☆ 国産材の安定供給確立により、国産材の需要拡大
- ☆ C材や2×4部材などのシステム販売を引き続き推進
- ☆ 民有林と連携した国産材の安定供給を拡大
- ☆ 東日本大震災の復興用資材として優先的に供給
- ☆ 複数年契約で発注する民間競争入札の導入

1 趣旨

「森林・林業再生プラン」では木材自給率50%以上を目指し、木材安定供給体制の確立を図ることとされています。九州森林管理局では、間伐材を有効に活用する大規模需要先等へ定時・定量・定価格で丸太を供給するシステム販売（国有林と需要者が国有林材の供給量について協定を締結した販売）を推進するとともに、民有林と連携した国産材の安定供給に取り組み、国産材の需要拡大に努めます。

2 これまでの取組

システム販売は、平成16年度には21千m³でしたが、平成22年度には248千m³となるなど年々着実に増加しており、木材の安定供給に対するニーズも年々高くなってきています。

このような国有林における取組が、民有林へも波及し、民有林と連携した国産材の安定供給に向けた取組を一部地域において開始しました。

また、システム販売により、国産材がほとんど利用されていなかった2×4住宅部材用の供給や、これまで利用されていなかった小径木・大曲材などのいわゆるC材等を製紙用原材料等への供給を開始し、国産材の需要拡大に取り組みました。

さらに、森林認証材（SGEC材）として付加価値を高めた供給を開始しました。

3 平成23年度の取組

平成23年度はスギ・ヒノキ合わせて270千m³のシステム販売を計画しており、間断のない生産に努め、大型工場や地域製材工場への安定供給を図るとともに、新たに石炭火力発電所混焼用燃料としてC材等の未利用材や国産材の利用が低位な分野への安定供給に取り組むなどにより、外材から国産材への移行を促進します。

また、引き続き民有林と連携した安定供給を本格実施に向けた取組を展開するとともに、東日本大震災に対する復興用資材として、緊急的な要請があった場合は優先的に供給することとしています。

さらに、昨年決定された「公共サービス改革基本方針」に基づき、間伐事業（間伐及び路網整備）について、平成23年度から25年度の3ヶ年度にわたる複数年契約で発注する民間競争入札を導入することとし、平成23年度は北薩森林管理署管内で実施します。



建設中の2×4住宅

<添付資料>

○システム販売の推移

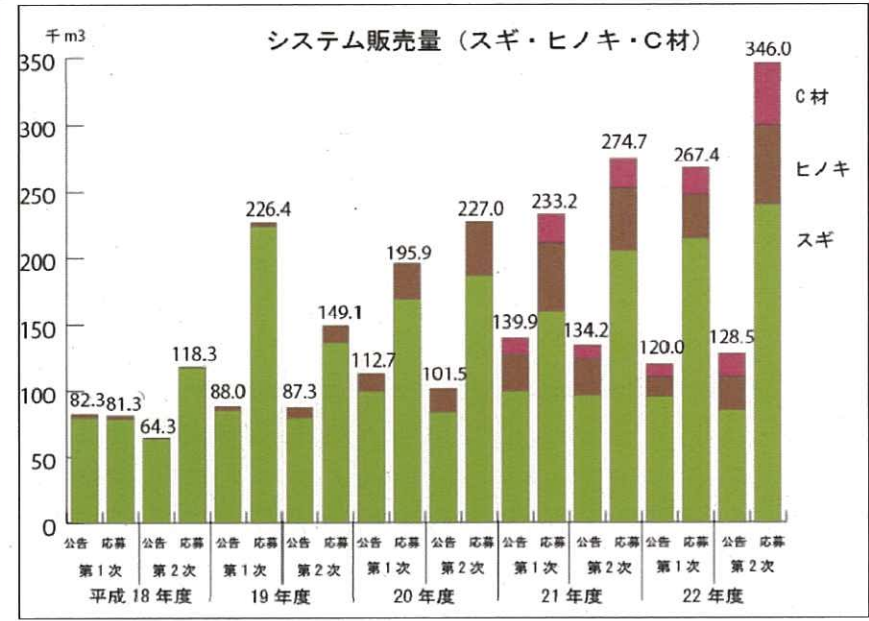
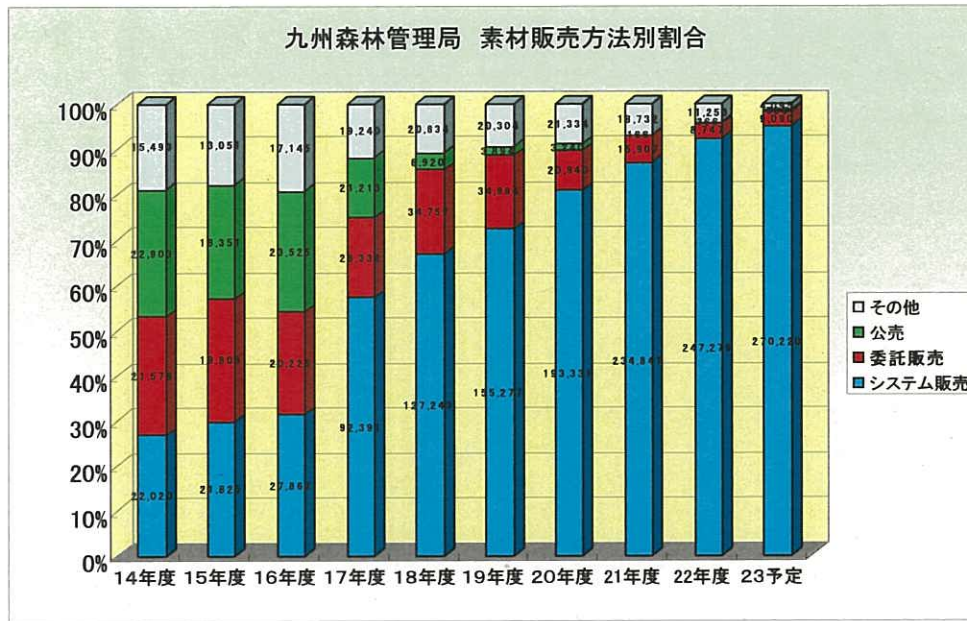
【問い合わせ先】

販売課長 川畑 TEL：096-328-3651

システム販売の推移

平成23年度は、素材販売の95%に当たる270千m³をシステム販売します。最近は公告に対して応募量が多く（スギの例：19年度2.1倍、20年度2.0倍、21年度1.9倍、22年度2.5倍）、安定供給に対する需要者の高い期待が現れています。

また、新たな取組として石炭火力発電所混焼用燃料とするためのC材など、未利用材のシステム販売に力を入れています。



	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	公告量	応募量	公告量	応募量	公告量	応募量	公告量	応募量	公告量	応募量
スギ	143.2	196.2	164.3	359.5	183.1	356.3	196.0	356.3	180.8	454.7
ヒノキ	3.4	3.4	11.0	16.0	31.1	66.6	54.2	99.0	39.6	92.4
C材等							23.9	43.5	28.1	66.4
計	146.6	199.6	175.3	375.5	214.2	422.9	274.1	507.8	248.5	613.5

2 九州の豊かな森林（生態系）を守り育てる取組

（要約版）

2011 年は国連の定める「国際森林年」であり、また、「国際生物多様性の 10 年」の最初の年です。

国有林は、原始的な天然林から人工林、高山帯など、様々なタイプの生態系、生物が生息・生育している森林を多く有し、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な役割を担っています。

今後とも、保護林の設定等により森林の生態系や遺伝資源等の適切な保護・保全に努めるとともに、特に森林生態系への大きな脅威となっているシカ対策に取り組むなど、森林の一層の保全管理を推進します。

取組事項（主要なもの）

- シカ対策
 - ・ 屋久島や九州中央山地地域等で生物多様性への極めて大きな脅威となっているシカ被害対策（個体数調整等）
- 世界遺産、貴重な森林生態系の保全管理
 - ・ 世界遺産（屋久島）の適切な管理
 - ・ 保護林の新設（奄美大島、徳之島及び大隅半島）や拡充（西表島）による貴重な森林生態系、遺伝資源の保護
- 動植物の生息地の保護管理
 - ・ 絶滅危惧種の生息状況のモニタリング、生息環境の整備等による保護管理
- 普及啓発等
 - ・ 国際森林年や国際生物多様性の 10 年の初年を記念した森林・林業に関する各種シンポジウム、セミナー等の開催、情報の発信

※国際森林年

熱帯林を中心として森林の減少・劣化が続く中、2006 年の国連総会において 2011 年が国際森林年とされました。国際森林年は世界中の森林の持続可能な保全と適切な利用に対する認識を高めることを目的とするもので、各国に対し積極的な取組が要請されています。なお、前回の国際森林年は 1985 年でした。

※国際生物多様性の 10 年

国連は、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、昨年末の国連総会において、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国際生物多様性の 10 年」とすることを決定しました。今後、各国は生物多様性保全のための積極的な取組が要請されています。なお、毎年 5 月 22 日が生物多様性の日とされています。

シカ被害



森林が崩壊（熊本県白髪岳）



ヒノキが倒伏

森林・林業、山村への脅威「シカ被害」への取組

- ☆ シカ被害の総合的対応策の検討
- ☆ シカの効果的・効率的な捕獲技術の開発
- ☆ 職員によるシカの捕獲

1 趣旨・概要

ニホンシカの生息数・生息区域が著しく増加・拡大したことにより、深刻な農林業被害の発生に加え、森林内の多くの植物が食害により減少・消失するとともにこれらの植物を餌や住み家としていた昆虫や動物が生息できなくなるなど森林の生物多様性は大きく劣化、消失しています。

また、植生の喪失による森林の乾燥により、表土の流亡や森林そのものが崩壊してしまう地域も発生しています。

このため、関係機関とも連携を図りつつ、根本的な対応策であるシカの個体数の調整等に取り組みます。

2 シカの被害対策とシカの捕獲に向けた各種取組 (別添資料参照)

(1) シカ被害の総合的対応策の検討 (委託調査事業)

シカ被害の著しい地域(霧島地域、九州中央山地地域、屋久島地域)において、昨年度の取組結果(被害情報、シカの生息状況等)を踏まえ、より詳細なシカ生息数・分布の把握、個体数調整方策の検討、早急に保全すべき植生箇所の保全対策の実施等に取り組みます。

(2) シカの効果的・効率的な捕獲技術の開発

林野庁の重点指示課題として取り組んでいる「ニホンシカの効果的・効率的捕獲手法等の開発・実証」(H22-26)については、昨年度の取組結果を踏まえ、今年度はシカの行動パターンのとりまとめ、広域誘導捕獲柵(追い込み柵)による捕獲技術に重点を置き、取組を進めます。

(3) 職員によるシカの捕獲

昨年度に引き続き、職員等による年間を通しての捕獲に積極的に取り組むとともに、捕獲業務検討会等を通じて捕獲技術の向上に努めます。

(4) 地域との連携・協力、情報発信

増えすぎたシカによる影響や危機的状況等について、情報の交換・共有化を進めるため「森林環境シンポジウム」、シカ対策検討会議等を開催し、地域と連携した積極的な対策に取り組みます。



第1回捕獲業務検討会(COP1)の様子

【問い合わせ先】

指導普及課長 石神

TEL:096-328-3591

森林整備課長 山部

TEL:096-328-3681

シカによる森林への被害状況

(参考)

— 生物多様性等の変質・喪失状況 —



下層植生が消失、上木も剥皮被害



柵を張っても食害を受けるスギ造林地



下層植生や枝葉の採食により
1.5m程度以下の植物は皆無
(赤線がシカライン)



ヒノキの剥皮。経済価値が毀損



きれいな花が咲く毒草(ヤマシャクヤク
とバクイチウ)のみが占有

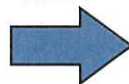


林道周辺。緑に覆われているが、シカの嫌いな草本類ばかり



熊本・宮崎県境、白鳥山(1997年)

左右は同一箇所。



この10年で下層植生が喪失



同左(2009年)

九州以外の地域におけるシカ被害の状況



著しく過剰なニホンジカ密度(三重県大台ヶ原)



防鹿柵内のみに残る林床植生(北海道)



林床植生の消失(高知県さおりが原)



林床植生の消失(神奈川県弁当沢)



2-4 防鹿柵内のみには繁茂するササ(神奈川県)

22年度のシカ対策の取組状況

- 1 シカ被害の分析能力の向上「シカの好き嫌い植物図鑑」
人工林や生物多様性への被害・圧力、シカの生息数の多寡を容易に理解していただけるよう、シカの好き・嫌いな植物の図鑑を作成。



- 2 シカの捕獲技術の開発(くくり罠)
捕獲手法の一つであるくくり罠について、これによる捕獲効率を上げるために、優れた技術を持っている者から聞き取り等を行い、くくり罠の捕獲マニュアル(暫定版)をとりまとめ。



- 3 シカの生息域の拡大防止
シカの生息域の拡大を防止するため、非生息地域である宮崎県南部の飫肥・鰐塚山地域への進入路を遮断する広域移動規制柵(シカ・ウォール)を2.5km程度設置。



- 4 職員の捕獲技術の習得と向上
捕獲技術・知識の共有と技術向上を図るため、各森林管理署等が参集した「第1回シカ捕獲業務検討会(COP1)」を開催。
職員の精力的な取組により捕獲頭数は1071頭にのぼった。

- 5 シカ被害の現状等に関する普及・啓発
○ シカ被害の現状と対策に関するシンポジウム(小林市、屋久島町、熊本市)、シカ被害対策検討会議等の開催。
○ 学校の先生や子供を対象として、シカが森林に与える影響を理解していただくため、「シカと森のカード」を作成。



「シカと森のカード」を使う先生方

屋久島世界遺産地域の保全管理

☆ 屋久島世界遺産地域管理計画の見直しを進めるほか、ヤクシカ被害対策をはじめとする保全管理活動を推進

1 趣 旨

屋久島は平成5年に世界遺産に登録され、管理機関の連携・協力の下、屋久島世界遺産地域管理計画を策定し、森林植生のモニタリング調査、荒廃林地の植生回復措置等を実施していますが、ヤクシカの過度の採食圧や利用者の増加による生物多様性の喪失等への対応が課題になっています。

将来にわたって確実に世界遺産地域の価値の保全を図るため、一昨年、学識経験者等からなる屋久島世界遺産地域科学委員会を、また、昨年、ヤクシカワーキンググループをそれぞれ設置して、屋久島世界遺産地域管理計画の見直しのほか、ヤクシカの被害対策の検討を進めることにしています。

2 平成23年度の実施内容

(1) 屋久島世界遺産地域管理計画の見直し

平成24年度に予定されている世界遺産委員会への定期報告に向け、科学委員会において、世界遺産地域としての管理方策等のとりまとめ、モニタリング計画等について議論を行います。

(2) ヤクシカ被害対策

ヤクシカの生息密度・分布、植生の保護対策、適正密度、個体数調整方策等の検討を進めます。



(シカにより下層植生が喪失)

(3) 保全管理活動の推進

- ・ 森林生態系の垂直分布モニタリング調査（平成23年度は東部地域）
- ・ 遺産地域に通じる荒川登山道沿いのスギ展示林等の活用方策をはじめとする管理方法に関する調査検討
- ・ 遺産地域に係る調査情報等の整備と情報の発信
- ・ 縄文杉等著名ヤクスギの樹勢回復措置等の実施などを行います。



(植生のモニタリング調査)

【問い合わせ先】

計 画 課 長 岡村 TEL : 096-328-3612
指 導 普 及 課 長 石 神 TEL : 096-328-3591

森林生態系等の保護・保全の推進

☆ 世界遺産候補地となっている奄美群島の原生的な天然林について、世界自然遺産の保護担保措置である 保護林（森林生態系保護地域）の設定に取組

1 趣 旨

九州・沖縄の国有林は、南北1,200kmに及ぶ亜熱帯、暖温帯及び冷温帯の森林が連なる世界でも珍しい地域であるため、原生的な天然林や貴重な動植物が生息・生育する森林を対象に保護林に設定し、森林生態系の保護・保全を図るとともに生態系のネットワークの形成等を積極的に進めます。

2 平成23年度の実施内容

(1) 奄美大島、徳之島の貴重な森林の保護

世界遺産候補地の奄美大島と徳之島の国有林について、世界遺産の保護担保措置となっている森林生態系保護地域等（保護林）の設定に向けて検討を進めています。今年度は、昨年度の検討結果を踏まえ、国有林をタイプ分けして生息・生育する希少種を調査するなど、検討を深めます。



奄美大島のヒカゲヘゴ（鹿児島署管内）

(2) 大隅半島の貴重な植物群落等の保護

大隅半島に存在する成熟したスタジイやタブノキなどの天然林について、巨木の分布や着生植物の生育の把握を含む現地調査を行い、その結果を踏まえ、新たな保護林として設定します。



大隅半島の照葉樹林（大隅署管内）

(3) 西表島森林生態系保護地域の拡充

平成3年に設定された西表島森林生態系保護地域について、本年2月の設定委員会において保護地域を全島の規模（約2万ha）に拡充した新たな設定区域案が了承されました。今年度中に森林計画を変更するとともにその適切な保護管理を推進します。



西表島のサキシマスオウノキ（沖縄署管内）

【問い合わせ先】
計画課長 岡村
TEL：096-328-3612

希少な野生動物の保護管理

☆ 希少な野生動物を保護するための生息状況等の調査、生息・採餌環境の保全、整備、観察会等を推進

1 趣旨・概要

生物多様性保全の観点から、絶滅が危惧されている野生動植物の保護管理のため、巡視、生息状況の調査、生息環境の整備等の保護対策を積極的に行います。

2 平成23年度の実施内容

(1) 対象種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている国内希少野生動植物種（政令指定種 87 種）のうち、11 種（哺乳類 3 種、鳥類 6 種、昆虫類 2 種）について、保護管理事業を実施します。

(2) 具体的な取組事項

5つの地域（森林管理署）において、以下の取組等を実施

- ① 署員、自然保護管理員による個体の保護・保全に係る巡視
- ② 生息状況、生息環境の調査（委託調査含む）
- ③ 保護管理対策の検討（委託調査含む）
- ④ 生息・採餌環境の保全や整備
- ⑤ 観察会等の実施を通じた希少種の保護管理に関する普及啓発

(参考) 実施署、地域、種

- ①長崎森林管理署（対馬）：ツシマヤマネコ
- ②熊本森林管理署（矢部内大臣）：ゴイシツバメシジミ
- ③熊本南部森林管理署（市房山）：ゴイシツバメシジミ
- ④鹿児島森林管理署（奄美大島）：オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギ
- ⑤沖縄森林管理署（やんばる地区）：ノグチゲラ、ヤンバルクイナ
ヤンバルテナガコガネ
（西表島）：イリオモテヤマネコ、カンムリワシ



ツシマヤマネコ



ゴイシツバメシジミ



イリオモテヤマネコ



カンムリワシ

【問い合わせ先】 指導普及課長 石神 TEL:096-328-3591